

令和7年度第3回愛知県都市計画審議会

令和8年2月6日（金）午後1時30分

愛知県庁本庁舎 6階 正庁

【事務局：都市計画課】

定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第3回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

開会にあたりまして、傍聴される方へのお願いです。

受付にてお渡しした資料のとおり、携帯電話は電源を切っていただくかマナーモードにしてください、静粛に傍聴してくださるようお願いいたします。

録画・録音等は禁止となっております。その他、会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はお控えください。注意事項を遵守していただけない場合は、退場していただく場合がございます。円滑な議事進行に御協力くださるよう、重ねてお願い申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、当審議会の会長を務めていただいております秀島会長から御挨拶をお願いいたします。

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

本日は、令和7年度第3回愛知県都市計画審議会の開催に際しまして、お忙しい中、皆様には御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日の都市計画審議会におきましては、知多都市計画区域区分の変更についてはじめ7議案の上程を予定しております。

委員の皆様方には、それぞれの御専門の見地から活発に御意見をいただきますとともに、円滑な議事進行に御協力をいただきますようお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【事務局：都市計画課】

ありがとうございました。

初めに、本日の会議で使用する資料について御説明いたします。

資料は、ペーパーレス化により、全てタブレット端末にございます。別途、紙資料も用意しておりますので、必要な場合は職員にお声がけください。

次に、マイク的使用方法について御説明いたします。

御発言の際には、マイク右下のボタンを押してから御発言ください。ランプが点灯しマイ

クのスイッチが入ります。御発言が終わりましたら、再びボタンを押してスイッチを切っていただくようお願いいたします。音声聞き取りにくい場合がございますので、できるだけマイクに近づいて御発言くださるようお願いいたします。

不具合や御不明な点がございましたら、職員にお声がけください。

次に、本日の上程議案に区域区分として市街化区域及び市街化調整区域に関する案件がございますので、当該案件につきまして臨時委員の方に御出席いただいております。

本日御出席の臨時委員を御紹介申し上げます。

愛知県土地改良事業団体連合会専務理事の中根俊樹委員でございます。

【委員：愛知県土地改良事業団体連合会専務理事 中根俊樹】

中根でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局：都市計画課】

本日の会議はオンラインを併用して開催しており、加藤委員がオンラインで御出席されております。

なお、本日は2分の1以上の委員に御出席いただいておりますので、審議会は成立しております。

それでは、議事に進みます。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規定により会長が務めることとなっております。秀島会長、よろしくお願いいたします。

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明のとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議を進めてまいります。

愛知県都市計画審議会運営規程第9条第1項の規定に基づき、議事録署名者として、中野牧子委員、石塚吾歩路委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。

本日御審議いただきますのは、第1号議案「知多都市計画区域区分の変更について」から第7号議案「東三河都市計画道路の変更について」までの7議案でございます。

それでは、第1号議案「知多都市計画区域区分の変更について」を上程いたします。当局の説明を求めます。

【説明者：都市計画課】

都市計画課の荒木と申します。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、第1号議案「知多都市計画区域区分の変更について」御説明します。

お手元のタブレットを御覧ください。

「次第等」のファイルを閉じまして、「第1号議案」をタップしてお開きください。

資料を一度タップしますと、左上に矢印のようなボタンがございますので、これをタップしますと当初のリストへ戻ります。

それでは、第1号議案をお開きください。

画面を順次スワイプし横へ動かしますと、議案書は1ページから5ページ、議案概要説明書は6ページから7ページ、図面は8ページから15ページでございます。

また、紙資料をお持ちの方は、議案書は1ページから5ページ、議案概要説明書は1ページから2ページ、図面は第1号議案の図面番号1から8でございます。

なお、説明は机上のモニターに沿って進めますので、タブレットについては適宜御覧ください。

第1号議案につきましては、大府市及び東浦町における市街化区域への編入が2件、南知多町における市街化調整区域への編入が1件、計3件でございます。

それでは、初めに大府市長草地区について御説明します。

モニターには総括図を映しております。

この総括図は、画面右下の愛知県全域図のうち、大府市の赤色で着色した部分を拡大したものでございます。

画面左下で赤色の斜線で示した長草地区、面積約24.6haを、市街化調整区域から市街化区域へ区域区分の変更を行うことについて御審議いただくものでございます。

本地区は大府市と東海市の行政界に位置し、画面上側に紫色の実線で示した伊勢湾岸自動車道の大府インターチェンジ及び知多半島道路の大府西インターチェンジから南へ約1km、画面左側で茶色の実線で示した都市計画道路名古屋半田線から東へ約1.5kmと、交通利便性の高い地区でございます。

続きまして、モニターには計画図を映しております。

本地区を赤色の斜線で示しております。

本地区は、大府市の都市計画マスタープランにおいて産業市街地候補ゾーンと位置づけ、工場や物流施設など産業地の形成を図るとされています。

今回、大府市が同時に都市計画決定する地区計画に基づき民間事業者による工業系の開

発を実施するため、市街化調整区域から市街化区域へ区域区分の変更を行うものでございます。

なお、用途地域につきましては工業地域、容積率 200%、建蔽率 60%を、区域区分の変更併せて大府市が都市計画の変更を行うものです。

また、モニターには、参考として土地利用計画図を映しております。

続きまして、東浦町東浦森岡南部地区について御説明します。

モニターには総括図を映しております。

この総括図は、画面右下の愛知県全域図のうち、東浦町の赤色で着色した部分を拡大したものでございます。

図面中央、左上で赤色の斜線で示した東浦森岡南部地区、面積約 14.2ha を、市街化調整区域から市街化区域へ区域区分の変更を行うことについて御審議いただくものでございます。

本地区は、画面中央、上側の JR 武豊線の尾張森岡駅から南西へ約 500m に位置し、画面上側の東西方向に灰色の点線で示した幹線道路養父森岡線が区内を横断するなど、住居系の土地利用に適した地区でございます。

続きまして、モニターには計画図を映しております。

本地区を赤色の斜線で示しております。

本地区は、東浦町の都市計画マスタープランにおいて住宅検討地と位置づけ、宅地開発事業により適正な市街地の形成、土地利用の推進を図るとされております。

今回、東浦町が同時に都市計画決定する土地区画整理事業により住居系の市街地整備を実施するため、市街化調整区域から市街化区域へ区域区分の変更を行うものでございます。

なお、用途地域につきましては、土地区画整理事業区域内は個別の開発を抑制するため、当面の間、第一種低層住居専用地域、容積率 50%、建蔽率 30%を、また、区画整理区域外で隣接の市街化区域と連続する部分については、既存の土地利用を考慮し、第一種中高層住居専用地域、容積率 200%、建蔽率 60%を、区域区分の変更併せて東浦町が都市計画の変更を行うものでございます。

また、モニターには、参考として土地利用計画図を映しております。

最後に、南知多町大井地区について御説明します。

モニターには総括図を映しております。

この総括図は、画面右下の愛知県全域図のうち、南知多町の赤色で着色した部分を拡大したものでございます。

画面中央で青色の斜線で示した大井地区、面積約 4.2ha を、市街化区域から市街化調整区域へ区域区分の変更を行うことについて御審議いただくものでございます。

本地区は知多湾に面した画面中央の大井漁港から北へ約 500m に位置し、青色の実線で示した国道 247 号に隣接した地区でございます。

続きまして、モニターには計画図を映しております。

本地区を青色の斜線で示しております。

本地区は、南知多町の都市計画マスタープランの市街地整備の方針において、宅地需要動向を考慮し、区域区分の見直しを検討するとされております。

本地区は、昭和 45 年の当初線引き時に、市街地整備の実施を前提に市街化区域に編入しております。本地区の周辺では市街地整備が実施されましたが、本地区は土地の起伏や道路との高低差もあり開発の目処が立たず、今後も市街地整備が見込まれないことから、市街化区域から市街化調整区域へ区域区分の変更を行うものでございます。

なお、用途地域につきましては、市街化調整区域の用途地域の指定のない区域として、区域区分の変更に合わせて南知多町が都市計画の変更を行うものです。

以上、この案件について、都市計画法第 17 条に基づき令和 7 年 11 月 7 日から 11 月 21 日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第 18 条第 1 項に基づき大府市、東浦町及び南知多町に意見照会を行いましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第 1 号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第 1 号議案につきましては原

案のとおり可決いたしました。

続きまして、第2号議案「豊田都市計画区域区分の変更について」を上程いたします。当局の説明を求めます。

【説明者：都市計画課】

それでは、第2号議案「豊田都市計画区域区分の変更について」御説明します。

お手元のタブレットを御覧ください。

「第1号議案」のファイルを閉じて、「第2号議案」をお開きください。

議案書は1ページから5ページ、議案概要説明書は6ページ、図面は7ページから9ページでございます。

また、紙資料をお持ちの方につきましては、議案書は7ページから11ページ、議案概要説明書は3ページ、図面は第2号議案の図面番号1から3でございます。

それでは、市街化区域への編入案件である、みよし市福谷大沢地区について御説明します。

モニターには総括図を映しております。

この総括図は、画面右下の愛知県全域図のうち、みよし市の赤色で着色した部分を拡大したものでございます。

画面中央、左側で赤色の斜線で示した福谷大沢地区、面積約2.4haを、市街化調整区域から市街化区域へ区域区分の変更を行うことについて御審議いただくものでございます。

本地区は画面中央の名鉄豊田線の三好ヶ丘駅から西へ約800mに位置し、地区北側には灰色で示した都市計画道路黒笹三好ヶ丘線が隣接するなど、住居系の土地利用に適した地区でございます。

続きまして、モニターには計画図を示しております。

本地区を赤色の斜線で示しております。

本地区は、みよし市のまちづくり基本計画において新市街地検討ゾーンと位置づけ、地区計画などを活用した計画的な住宅地形成を目指すとされています。

今回、みよし市が同時に都市計画決定する地区計画に基づき民間事業者による住居系の開発を実施するため、市街化調整区域から市街化区域へ区域区分の変更を行うものでございます。

なお、用途地域につきましては、第二種中高層住居専用地域、容積率200%、建蔽率60%を、区域区分の変更に合わせてみよし市が都市計画の変更を行うものです。

また、モニターには、参考として土地利用計画図を映しております。

以上、この案件について、都市計画法第 17 条に基づき令和 7 年 11 月 7 日から 11 月 21 日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第 18 条第 1 項に基づきみよし市に意見照会を行いましたところ、異なる旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第 2 号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第 2 号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第 3 号議案「東三河都市計画区域区分の変更について」及び第 4 号議案「東三河都市計画臨港地区の変更について」は、関連しておりますので一括上程いたします。当局の説明を求めます。

【説明者：都市計画課】

それでは、第 3 号議案「東三河都市計画区域区分の変更について」及び第 4 号議案「東三河都市計画臨港地区の変更について」御説明します。

お手元のタブレットを御覧ください。

「第 2 号議案」のファイルを閉じまして、「第 3・第 4 号議案」のファイルをお開きください。

議案書は 1 ページから 10 ページ、議案概要説明書は 11 ページから 12 ページ、図面は 13 ページから 15 ページでございます。

また、紙資料をお持ちの方につきましては、議案書は 13 ページから 22 ページ、議案概要説明書は 4 ページから 5 ページ、図面は第 3 号議案及び第 4 号議案の図面番号 1 から 3 でございます。

それでは、市街化区域への編入及び臨港地区の変更案件である豊橋市明海地区について御説明します。

モニターには総括図を映しております。

この総括図は、画面左上の愛知県全域図のうち、豊橋市の赤色で着色した部分を拡大したものでございます。

画面中央、左下で赤色の斜線で示した明海地区、面積約 4.7ha を、市街化調整区域から市街化区域へ区域区分の変更を行うこと、また、臨港地区の変更を行うことについて御審議いただくものでございます。

本地区は豊橋市の臨海部で、重要港湾三河港の港湾区域に位置し、市街化区域の工業地域に隣接しています。また、青色の実線で示した都市計画道路名豊道路の大崎インターチェンジから西へ約 3km に位置し、茶色の実線で示した都市計画道路東三河臨海道路の西側に近接しており、交通利便性の高い地区でございます。

続きまして、モニターには計画図 1 を示しております。

本地区を赤色の斜線で示しております。

本地区は豊橋市の都市計画マスタープランにおいて工業系地域と位置づけ、工場の生産環境の維持・保全と利便性の向上を図るとされています。

本地区は、公有水面埋立事業が行われ、令和 6 年 6 月に竣工したことから、市街化調整区域から市街化区域へ区域区分の変更を行うものでございます。

なお、用途地域につきましては工業専用地域、容積率 200%、建蔽率 60%を、区域区分の変更に合わせて豊橋市が都市計画の変更を行うものです。

続きまして、モニターには計画図 2 を映しております。

本地区を赤色の斜線で示しております。

今回、区域区分の変更を行う区域において、輸入自動車の保管用地として港湾を適正かつ円滑な管理運営することを目的に、臨港地区を定めるものでございます。

なお、分区につきましては、工業港区を区域区分の変更に合わせて港湾管理者が変更を行うものです。

以上、この案件について、都市計画法第 17 条に基づき令和 7 年 11 月 7 日から 11 月 21 日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第 18 条第 1 項に基づき豊橋市に意見照会を行いましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

それでは、御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第3号議案及び第4号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第3号議案及び第4号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

ここで、区域区分に関する議案の審議が終了いたしましたので、臨時委員の中根俊樹委員には御退席いただきます。どうもありがとうございました。

（臨時委員 中根俊樹 退席）

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

続きまして、第5号議案「名古屋都市計画道路の変更について」を上程いたします。当局の説明を求めます。

【説明者：都市計画課】

替わりまして、都市計画課伊藤から説明させていただきます。よろしくお願いたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、第5号議案「名古屋都市計画道路の変更について」御説明いたします。

お手元のタブレットで「第5号議案」のファイルをお開きください。

議案書は1ページから4ページ、議案概要説明書は5ページから6ページ、図面は7ページから15ページでございます。

また、紙資料をお持ちの方につきましては、議案書は23ページから26ページ、議案概要説明書は6ページから7ページ、図面は第5号議案の図面番号1から9、意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解は第5号議案を御覧ください。

なお、説明は机上のモニターの画面に沿って説明させていただきますので、タブレットにつきましては適宜御覧いただきますようお願いいたします。

第5号案件につきましては、名古屋都市計画区域の道路のうち、瀬戸市の1路線、津島市及び愛西市の3路線、東郷町の2路線の、合計6路線となっております。

それでは、瀬戸市の路線より順次説明させていただきます。

モニターには瀬戸市の総括図を映しております。

この総括図は、画面上側を北の方角としており、右上にございます愛知県広域図のうち、瀬戸市の赤色の四角で囲んだ区域を拡大したものでございます。

画面上側中央、オレンジ色の丸印は瀬戸市役所でございます。また、画面中央、南北方向に黒の点線で示しておりますのが愛知環状鉄道、画面上側、東西方向に黒の点線で示しておりますのが名鉄瀬戸線であります。また、画面左側に青色で示しておりますのが国道363号、右側に示しておりますのが国道155号でございます。画面中央、赤色の実線及び点線で示しておりますのが、御審議いただく名古屋都市計画道路瀬戸大府東海線でございます。

瀬戸大府東海線は、瀬戸市から長久手市、日進市及び愛知郡東郷町を經由して豊明市に至る幹線街路です。このうち、画面左下、赤色の実線で示しております区間の都市計画変更について御審議いただくものでございます。

次に、モニターには計画図を映しております。

瀬戸大府東海線の変更箇所を中心に、拡大して表示しております。

画面の赤色の実線が今回都市計画を変更しようとする区域、黄色の実線が変更前の区域を示しております。

今回変更を行う区間は4車線で計画しておりますが、青色で示しております現道の主要地方道瀬戸大府東海線に対して都市計画道路がほぼ重複する形となっております。

主要地方道瀬戸大府東海線の沿道は住宅や小学校などが数多く立ち並んでおり、現計画どおり都市計画道路の整備を進めた場合、4車線道路として中央分離帯が設置されることから、沿道の住宅などへの出入りが片方向のみとなるなど、土地利用に大幅な制約が生じることとなります。

これらの周辺の土地利用に与える影響を軽減する方策として、線形を東側に変更することで、現道を活かした整備ができるようになります。幅員の変更はなく、一般部25m、交差点部28mとしております。現道に即して、画面茶色の丸で示しております箇所に交差点部を2か所設けます。いずれも信号機が設置されます。

以上が、瀬戸市における変更の内容でございます。

なお、この案件につきまして、都市計画法第 17 条に基づき令和 7 年 11 月 7 日から 11 月 21 日までの間、公衆の縦覧に供しましたところ、1 通の意見書の提出がございましたので、意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解について御説明いたします。

今回提出されました意見の要旨を取りまとめ、瀬戸大府東海線の構造に関することとして整理いたしました。

「4 車線の計画によって中央分離帯が設置されることで、向かい合う土地間の往来が制限されるため、現在往来を行っている箇所には中央分離帯を設置しないよう要望する。」という御意見でございます。

これに対する見解といたしましては、「安全かつ円滑な交通の確保のため、4 車線以上の道路には中央分離帯を設けることとしています。なお、今回変更区間のうち、南北端の 2 カ所の交差点においては信号交差点とすることとし、沿道からの出入りが可能となっております。さらなる出入りの円滑化に向け、事業実施にあたっては、効果的な迂回路などを検討するよう、事業予定者である愛知県及び関連道路の事業者である瀬戸市に申し伝えてまいります。」という見解でございます。

以上が、意見書の要旨と都市計画決定権者の見解でございます。

また、都市計画法第 18 条第 1 項に基づき瀬戸市に意見照会しましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

続いて、津島市及び愛西市の路線について御説明させていただきます。

モニターには津島市及び愛西市の総括図を映しております。

この総括図は、画面上側を北の方角としており、右上にございます愛知県広域図のうち、津島市及び愛西市の赤色の四角で囲んだ区域を拡大したものでございます。

画面右下、オレンジ色の丸印は津島市役所でございます。また、画面右側の南北方向に黒の点線で示しておりますのが名鉄尾西線及び名鉄津島線でございます。また、画面左側に青色で示しておりますのが一級河川木曾川でございます。画面中央、赤色の実線及び点線で示しておりますのが、御審議いただく名古屋都市計画道路甚目寺佐織線、名古屋第 3 環状線、津島南濃線でございます。

画面中央、東西に通っております甚目寺佐織線は、愛西市からあま市までを結ぶ、海部地域の東西交通を担う幹線街路であります。このうち、赤色の実線で示しております区間の都市計画変更について御審議いただくものであります。

海部地域は、古くより木曾川、長良川を隔てて隣接する岐阜県西濃地域との交流が盛ん

です。現在は、昭和後期に建設された東海大橋及び立田大橋・長良川大橋を通じて交流がなされています。しかしながら、両橋梁間は約9km離れており、その周辺では慢性的な交通渋滞が発生しています。また、今後、リニア中央新幹線の開業に伴い広域的なヒト・モノの移動が活性化することが予想されるため、岐阜県との広域幹線道路ネットワークのさらなる強化が求められているところであります。

そこで、岐阜県との交流・連携の推進、広域ネットワークの強化及び円滑な交通処理を図るため、新たな県境橋梁を計画するとともに、甚目寺佐織線を岐阜県境まで延伸し、甚目寺佐織線の名称を「あま愛西線」に変更します。これらの変更に伴い併せ、交差する名古屋第3環状線及び津島南濃線において、一部区間の区域等を変更します。

岐阜県側においても現在同様に都市計画手続が進められており、県境で都市計画道路は接続する予定であります。

あま愛西線は、黒色で旗揚げしている区間、約4,150mを延伸いたします。このうち西側の約3,310mの区間は2車線、それより東側は4車線といたします。

続きまして、あま愛西線、津島南濃線、名古屋第3環状線の変更箇所を拡大して説明いたします。延長が長いため、計画図を3枚に分割し、西側から順に御説明いたします。

モニターには西側の計画図－1を映しております。

起点位置を岐阜県との行政界の愛西市塩田町大森へ変更します。

起点からは2車線として計画しております。

木曽川に架かる橋梁部及び橋梁アプローチ部については片側歩道で、また、幅員は、橋梁部は14m、橋梁アプローチ部は13mとして計画しております。

次に、モニターには中央部の計画図－2を映しております。

茶色の丸で示している箇所が交差点部となります。画面西端の交差点より東は車道2車線の両側歩道で、その幅員は、一般部16m、交差点部19mとしております。できるだけ既存の建物等に影響が生じない線形により計画しております。

次に、モニターには東側の計画図－3を映しております。

先ほどと同様に、茶色の丸で示している箇所が交差点部となります。

画面中央、左寄りにあります津島南濃線は、あま愛西線との交差点部が円滑になるよう約10m延伸し、起点位置を変更します。また、交差点に影響する区間の幅員を変更し、11mから15.5mに見直します。

あま愛西線につきましては、津島南濃線との交差点を境に車線数は4車線とし、4車線

区間の幅員は、一般部 24.25m、交差点部 27.25mとしております。

画面中央、右寄りにあります名古屋第3環状線につきましても、交差点に影響する区間の幅員を変更し、一般部 24.25m、交差点部 27.25mに見直します。

以上が、津島市及び愛西市における3路線の変更の内容でございます。

なお、この案件につきまして、都市計画法第17条に基づき令和7年11月7日から11月21日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第18条第1項に基づき津島市、愛西市、名称変更のあるあま市、大治町に意見照会しましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

最後に、東郷町の路線について説明させていただきます。

モニターには東郷町の総括図を映しております。

この総括図は、画面上側を北の方角としており、右上にございます愛知県広域図のうち、東郷町の赤色の四角で囲んだ区域を拡大したものでございます。

画面中央、オレンジ色の丸印は東郷町役場でございます。また、画面中央、上側の青色の線で示しておりますのが国道153号でございます。画面中央、赤色の実線及び点線で東西方向に示しておりますのが、今回都市計画変更を予定しております名古屋都市計画道路名古屋春木線、南北方向に示しておりますのが豊田東郷線でございます。

名古屋春木線は東郷町内を横断する幹線街路です。このうち、赤色の実線で示しております区間の都市計画変更について御審議いただくものでございます。

変更区間に隣接する東郷セントラル地区は、令和2年には大型商業施設が立地されるなど、大規模な開発が進められてきました。

モニターには計画図を映しております。

名古屋春木線、豊田東郷線の変更箇所を中心に、拡大表示しております。

画面の赤色の実線が今回都市計画を変更しようとする区域、黄色の実線が変更前の区域を示しております。

名古屋春木線及び豊田東郷線は、東郷セントラル地区の開発に伴い交通需要の増加が見込まれます。そのため、茶色の丸で示した名古屋春木線と豊田東郷線との交差点部の幅員を16mから18mに拡幅して右折車線を設置すること、交差点交差角などの線形を見直すことで円滑で安全な交通処理を確保します。それに伴い、この交差点について、豊田東郷線の隅切り部の区域も赤線のとおり変更されます。

以上が、東郷町における2路線の変更の内容でございます。

なお、この案件につきまして、都市計画法第 17 条に基づき令和 7 年 11 月 7 日から 11 月 21 日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第 18 条第 1 項に基づき東郷町に意見照会しましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

以上が、第 5 号議案「名古屋都市計画道路の変更」に関する説明でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。ございませんでしょうか。

御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第 5 号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第 5 号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第 6 号議案「知多都市計画道路の変更について」を上程いたします。当局の説明を求めます。

【説明者：都市計画課】

引き続きまして、伊藤から御説明させていただきます。

それでは、第 6 号議案「知多都市計画道路の変更について」御説明いたします。

お手元のタブレットで「第 6 号議案」のファイルをお開きください。

議案書は 1 ページから 4 ページ、議案概要説明書は 5 ページ、図面は 6 ページから 7 ページ、意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解は 8 ページから 9 ページでございます。

また、紙資料をお持ちの方につきましては、議案書は 27 ページから 30 ページ、議案概要説明書は 8 ページ、図面は第 6 号議案の図面番号 1 から 2、意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解は第 6 号議案を御覧ください。

なお、説明は机上のモニターの画面に沿って進めさせていただきますので、タブレットにつきましては適宜御覧いただきますようよろしくお願いいたします。

モニターには武豊町の総括図を映しております。

この総括図は、画面上側を北の方角としており、左下でございます愛知県広域図のう

ち、武豊町の赤色の四角で囲んだ区域を拡大したものでございます。以降の計画図も、図面上側を北の方角としております。

画面中央、オレンジ色の丸印は武豊町役場でございます。また、画面中央の南北方向に黒の点線で示しておりますのが名鉄河和線、その右側が JR 武豊線で、画面中央付近に武豊駅が位置しております。また、画面左側に紫色の線で示しておりますのが南知多道路、右側に青色で示しておりますのが国道 247 号でございます。画面中央、赤色の実線及び点線で東西方向に示しておりますのが、御審議いただく知多都市計画道路武豊港線でございます。このうち、画面中央、赤色の実線で示しております区間の都市計画変更について御審議いただくものでございます。

次に、モニターには計画図を映しております。

武豊港線の変更箇所を中心に、拡大して表示しております。

画面の赤色の実線が今回都市計画を変更しようとする区域、黒色の実線が既存の都市計画の区域、黄色の実線が変更前の区域を示しております。また、緑色の実線は武豊町決定の都市計画を変更する区域でございます。

知多都市計画道路武豊港線は、武豊町の中心核である都市拠点を通り、都市計画道路衣浦西部線に至る武豊町の東西道路軸を形成する重要な道路として、昭和 24 年に都市計画決定されました。その後、線形の変更などを経て、現在に至っております。

武豊港線は現在、黄色の実線で示すとおり屈折した線形となっていることから、緑色で示す駅前広場との接続部については緩やかな曲線の線形に変更します。また、その南側、道路改良により双方向通行となり交通量の増加が見込まれる町道との交差点部については、交通安全性向上のため、環状交差点であるラウンドアバウトを採用し、交差点部の幅員をラウンドアバウト北側では 16m から 17m へ、ラウンドアバウト西側では 16m から 16.5m へ変更いたします。

なお、画面に示しております横断図は、北から南を見た際の横断図となっております。

また、併せて駅前広場につきましても、交通結節点機能の強化・充実及び安全性の向上のために、駅前広場内のロータリー等を再配置し、町決定にて区域を変更いたします。

以上が、知多都市計画道路の変更に関する内容でございます。

なお、この案件につきまして、都市計画法第 17 条に基づき令和 7 年 11 月 7 日から 11 月 21 日までの間、公衆の縦覧に供しましたところ、1 名の方から意見書の提出がございました。

まず、事業内容についての御意見であります。

番号 1-1 は、「既存交差点の信号制御の最適化や道路標識の設置等により、大規模な立退きや土地改変を要さない代替手法を採用してほしい。本計画の再評価、地域コミュニティの存続できる代替案の検討、長期的なまちづくりとの整合性の検討などを要望する。」という御意見でございます。

続いて、番号 1-2 は、「本道路の整備に伴う立退きは、生活基盤の喪失とコミュニティの分断を招くことから、町の持続性に影響を及ぼす。」という御意見でございます。

続いて、番号 1-3 は、「大きな交差点事故が頻発している状況は確認されておらず、ラウンドアバウトが解決すべき課題が顕在化していないため、地域特性との整合性に欠いた運用効果の乏しい開発であると考える。」という御意見でございます。

続いて、番号 1-4 は、「国のラウンドアバウト設計要領において、「歩行者・自転車交通量が多い箇所でのラウンドアバウトの適用は、慎重に検討する必要がある」と明示されている条件を満たしておらず、計画内容は地域実状および安全性に適合していない。」という御意見でございます。

これらに対する都市計画決定権者の見解は、「「武豊町都市計画マスタープラン」において、名鉄知多武豊駅及び JR 武豊駅をつなぐ一帯は、町の中心的な核である都市拠点として、様々な都市機能の集積や、暮らしやすいまちなかを形成することが位置づけられております。また、武豊港線は、都市拠点内の活発な交流を支える利便性と快適性を兼ね備えた、東西方向の交通軸、地区幹線道路として位置づけられております。「知多都市計画区域マスタープラン」においても、名鉄知多武豊駅及び JR 武豊駅周辺は、都市拠点として、また、武豊港線は整備を進める主要な施設として位置づけております。今回の計画変更は、名鉄知多武豊駅周辺の土地区画整理事業の進捗や、ラウンドアバウト南の町道が一方通行から双方向通行となることにより、本道路の自動車交通量の増加や、交通事故の危険性が高まることが想定されることから、円滑な交通処理、交通安全性の向上のため、線形変更やラウンドアバウトの採用に伴う交差点部の区域を見直すものであります。今回変更区間の拡幅整備により、都市拠点内の活発な交流、利便性や快適性の向上につながるものと考えております。なお、道路幅員等については、ラウンドアバウトマニュアル 2021 に基づき、関係機関と慎重に協議のうえ計画しております。また、本道路は第二次緊急輸送道路として指定されており、災害時には役場などの地域の拠点を結ぶ役割を担うことから、災害時にも機能するラウンドアバウトを採用しております。」としております。

最後に、その他の御意見でございます。

番号 2-1 は、「経済の活性化を最優先順位として、道路予算及び計画をお願いする。」という御意見であります。

これに対する都市計画決定権者の見解は、「ご意見は今後の事務等の参考とさせていただきます。」としております。

以上が、意見書の要旨と都市計画決定権者の見解でございます。

なお、本議案は、都市計画法第 18 条第 1 項に基づき武豊町に意見照会しましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

以上が、第 6 号議案に関する説明でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

御意見、御質問もないようですので、採決いたします。

第 6 号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第 6 号議案につきましては可決いたしました。

続きまして、第 7 号議案「東三河都市計画道路の変更について」を上程いたします。当局の説明を求めます。

【説明者：都市計画課】

では、引き続き、また伊藤から説明させていただきます。

それでは、第 7 号議案「東三河都市計画道路の変更について」御説明いたします。

お手元のタブレットで「第 7 号議案」のファイルをお開きください。

議案書は 1 ページから 4 ページ、議案概要説明書は 5 ページ、図面は 6 ページから 8 ページ、意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解は 9 ページから 13 ページでございます。

また、紙資料をお持ちの方につきましては、議案書は 31 ページから 34 ページ、議案概要説明書は 9 ページ、図面は第 7 号議案の図面番号 1 から 3、意見書の要旨及び都市計画

決定権者の見解は第7号議案でございます。

なお、説明は机上のモニターの画面に沿って進めさせていただきますので、タブレットにつきましては適宜御覧いただきますよう、よろしくお願いいたします。

モニターには総括図を映しております。

この総括図は、図面上側を北の方角としており、左下でございます愛知県広域図のうち、豊川市の赤色の四角で囲んだ区域を拡大したものでございます。以降の計画図も、図面上側を北の方角としております。

画面中央、オレンジ色の丸印は豊川市役所でございます。また、黒の点線で北西から南東方向に示しておりますのが名鉄豊川線、北東から南方向に黒の点線で示しておりますのがJR飯田線でございます。画面中央、赤色の実線及び点線で示しておりますのが御審議いただく東三河都市計画道路で、JR豊川駅南側が姫街道線、豊川駅から西へ前田豊川線でございます。このうち、赤色の実線で示しております区間の都市計画変更について御審議いただくものでございます。

次に、モニターには図面番号2の計画図を映しております。

姫街道線の変更箇所を中心に、拡大して表示しております。

画面の赤色の実線が今回都市計画を変更しようとする区域、黒色の実線が既存の都市計画の区域、黄色の実線が変更前の区域を示しております。

東三河都市計画道路姫街道線は、一般国道1号から豊川市中心部を通り、隣接の豊橋市を結ぶ幹線街路として、昭和24年に都市計画決定されました。その後、幅員の変更などを経て、現在に至っております。

今回、本路線に隣接する豊川駅東土地区画整理事業において、地域住民の利便性向上を目的とした区画道路の配置見直しに伴い、今回赤色で示す区画道路の取付部の区域を変更するものであります。

次に、モニターには図面番号3の計画図を映しております。

前田豊川線の変更箇所を中心に、拡大して表示しております。

画面の赤色の実線が都市計画を変更しようとする区域、黒色の実線が既存の都市計画の区域、黄色の実線が変更前の区域を示しております。

東三河都市計画道路前田豊川線は、JR豊川駅西口駅前広場から行明町高畑を結ぶ路線であり、今回、この赤色で示す変更区間の沿道には豊川市最大の観光資源である豊川稲荷が隣接するほか、飲食店などの商店が多く立地する街並みが形成されております。

こうした中、豊川稲荷 72 年ぶりの御開帳を契機とした歴史・文化資源や旧来の街並みを活かしたまちづくりを推進するため、豊川駅西口駅前広場から豊川稲荷交差点を経て豊川稲荷大駐車場までの約 500m の区間において、豊川市都市計画道路網見直し方針等に基づき、本路線の車線数や幅員構成を見直すものであります。

今回、前田豊川線を豊川稲荷への歩行者動線や商業観光空間として安全かつ賑わいのある歩行者優先の歩行空間を確保するため、車線の数を 4 車線から 2 車線に減少するとともに、車道空間から歩行者空間へ道路空間を再配分し、歩道部幅員を拡幅します。

また、本路線の西側区間は、現計画では北側に隣接する豊川稲荷側に約 2 m 拡幅するものとなっており、現計画どおり整備を進めた場合は石塀を撤去する必要があります。豊川稲荷周辺の歴史性や風格を感じられる良好な景観を保全するため、車線数や幅員構成を見直し、当該区間の計画幅員を 24m から 22m に変更します。

以上が、東三河都市計画道路の変更に関する内容でございます。

なお、この案件につきまして、都市計画法第 17 条に基づき令和 7 年 11 月 7 日から 11 月 21 日までの間、公衆の縦覧に供しましたところ、1 名、2 団体から計 3 通の意見書の提出がございました。

今回提出されました各意見の要旨を取りまとめ、姫街道線に関する事、前田豊川線に関する事、その他として整理いたしました。

初めに、姫街道線に関する事について。

番号 1-1 は、「姫街道線は「豊川市都市計画道路網見直し指針」の見直し対象路線となっていないため、2022 年の幅員等の変更や今回の変更について疑問がある。」という御意見でございます。

これに対する見解といたしましては、「姫街道線の 2022 年の都市計画変更は、現行の技術基準に従い、車道部、歩道部等の幅員変更を行ったものです。また、今回の計画変更は姫街道線に接続する区画道路の位置変更に伴い、副道の隅切部の位置を変更するものであり、いずれも「豊川市都市計画道路網見直し指針」に基づく都市計画変更ではありません。」としております。

続いて、前田豊川線に関する事について。

番号 2-1 は、「前田豊川線は「豊川市都市計画道路網見直し指針」の廃止候補に含まれているのか。」という御意見でございます。

これに対する見解といたしましては、「前田豊川線は、平成 31 年 1 月策定の「豊川市都

市計画道路網見直し指針」の見直し検討候補（変更）に該当しております。」としております。

番号 2-2 は、「前田豊川線の具体的な将来交通量等を示してほしい。根拠についても具体的に記載すること。」という御意見でございます。

これに対する見解といたしましては、「前田豊川線の計画交通量については、都市計画変更案の図書に記載しております。計画交通量は、「総合都市交通体系調査」に基づき、将来の広域的な幹線道路網の整備や周辺の道路網の整備による交通の分散等を考慮して将来交通量推計を行っております。」としております。

番号 2-3 は、「道路の現状において、交通の安全と円滑も満たされている。車道の 2 車線化により余裕のある道路空間の安全性を低下させる意味が理解できない。何を目的として道路空間を狭めて不便に変更しようとするのか。」という御意見でございます。

これに対する見解といたしましては、「豊川稲荷への安全かつ賑わいのある歩行者優先の歩行空間を確保するため、車線の数を 4 車線から 2 車線に見直すとともに、車道空間から歩行者空間へ再配分し、歩道部幅員を拡幅いたします。なお、車線数の減少については、将来交通量に対して、円滑な交通処理が可能であることを確認しております。また、歩行者がより安全に車道部を横断することが可能となるなど、安全性も向上するものと考えております。」としております。

番号 2-4 は、「沿線住民や道路利用者は前田豊川線の車線が減ることを知らない。住民が知らないところで、判断、審議されることを危惧する。」という御意見でございます。

これに対する見解といたしましては、「今回の都市計画変更にあたっては、市の広報誌やホームページにおいて周知を行ったうえで、7 月 15 日に地元説明会を開催しております。また、11 月 7 日から 11 月 21 日までの間、都市計画の案の縦覧も行いました。引き続き、今後の事業実施段階においても、地元住民の方々のご意見を聴きながら整備を行っていくよう、事業者に申し伝えてまいります。」としております。

番号 2-5 は、「前田豊川線の車線数減少により、高齢者、障がい者の利用する路線バス、送迎サービスは、これまでどおり駐停車することは可能か。また、店舗の搬出入の際には、遠くに駐車して荷物を運ぶことになるのか、分からない。荷捌き対策や自転車対策等も実証実験を行い公平に講じてもらいたい。」という御意見でございます。

これに対する見解といたしましては、「沿道施設等への利用や荷捌き等への対策、自転車の安全な通行空間の確保等のため、前田豊川線の車道部にはバス停車スペースや荷捌き

用スペースを整備することを計画しております。詳細な配置計画等は、今後、事業実施段階において地元住民の方々のご意見を聴きながら検討するよう、事業者に申し伝えてまいります」としております。

番号 2-6 は、「市道前田豊川線は、初詣で豊川稲荷大駐車場を利用しようとする車が集中するため、片側 1 車線となれば車道がふさがれ、緊急時のリスクも増す。」。また、番号 2-7 は、「正月の繁忙期に、門前町の木造住宅密集地域で火災が起きた場合など、狭くした道路が消防活動や人命救助の緊急車両進入などに支障を及ぼす恐れがある。」という御意見でございます。

これらに対する見解といたしましては、「正月三が日の繁忙期には、豊川稲荷初詣に伴う歩行者の安全や車の円滑な流れを確保するため、前田豊川線の今回変更区間では、一般車両を通行禁止にするほか、周辺道路でも交通規制が実施されており、車道の渋滞対策が図られていることから、緊急車両の通行の支障にならないものと考えております。また、繁忙期の災害対応や歩行者の安全対策には、広幅員の歩道が有効と考えております。引き続き適切な交通規制や誘導等が行われるよう関係機関に申し伝えてまいります。」としております。

番号 2-8 は、「50 年前の商店街は非常に活気があったが、現在の衰退は明らかである。本計画により住民は不便になり地域再生もかなわず、まちづくりを阻害することになる。」。また、番号 2-9 は、「目先のハード整備でなく、時間軸の視点と環境・経済・社会の総合的な視点に基づき、街の活性化に寄与する交通施策を推進すべき。」という御意見でございます。

これらに対する見解といたしましては、「今回の変更区間の周辺地域は、豊川市都市計画マスタープランにおいて、「鉄道駅周辺と豊川稲荷周辺において、地域住民の生活を支えるとともに、観光資源を活かした商業機能を充実させることにより、中心市街地にふさわしい都市機能の誘導・維持を図ります」などと位置づけがされています。前田豊川線は、このマスタープランの趣旨に沿って今回計画変更を行うものです。」としております。

最後に、その他について。

番号 3-1 は、「「豊川市都市計画道路網見直し指針」において、廃止候補・廃止検討候補・変更検討候補・変更候補に分類された路線の進捗状況を教えてほしい。」。また、番号 3-2 は、「「豊川市都市計画道路網見直し指針」を豊川市のホームページに載せてほしい。」

という御意見でございます。

これらに対する見解といたしましては、「豊川市の「豊川市都市計画道路網見直し指針」の進捗状況や市のホームページ記載に関するご意見ですので、いただいたご意見は市に申し伝えてまいります。」としております。

番号3-3は、「今後も道路の多様な機能を検討して、都市計画道路を総合的に計画していただきたい。」という御意見でございます。

これに対する見解といたしましては、「都市計画道路は、交通量だけではなく、土地利用や環境保全などの多角的な視点から道路の機能を検討して計画しております。今後も引き続き、多様な視点による計画検討に取り組んでまいります。」としております。

番号3-4は、「県の環境影響評価条例の対象の制限をなくして、こうした地域道路を加えていただきたい。」という御意見でございます。

これに対する見解といたしましては、「都市計画道路の環境影響評価については、法令に基づき適切に実施しております。また、県の環境影響評価条例に関するご意見につきましては、関係部署に申し伝えてまいります。」としております。

以上が、意見書の要旨と都市計画決定権者の見解でございます。

なお、本議案は、都市計画法第18条第1項に基づき豊川市に意見照会しましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

以上が、第7号議案に関する説明でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第7号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【会長：名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第7号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の審議は全て終了いたしました。

委員の皆様には、長時間にわたり御審議いただきまして誠にありがとうございました。

それでは、事務局にお返しします。

【事務局：都市計画課】

ありがとうございました。

最後に、傍聴された方へのお願いです。

紙資料についてはお持ち帰りいただいて構いませんが、名札は机の上に置いて御退席ください。

以上をもちまして令和7年度第3回愛知県都市計画審議会を終了いたします。

長時間にわたり御審議いただきましたこと、事務局からも厚く御礼申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

(閉会 午後2時37分)